

【7】 迦絺那衣の捨

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を払げることが成就する条件の後に、「迦絺那の捨」が説かれている。次にこれを検討する。各律のいうところはそれほど違いはないが、かなり検討を要する問題を含むので、まず『パーリ律』を詳しく考察し、次に漢訳律をまとめて考察する。

[1] まず『パーリ律』のいうところを紹介する。

[1-1] 『パーリ律』は迦絺那を払げる条件の後にさりげない形で、次のようにいう。

如何なるをか迦絺那衣を捨すとすか (*kathaṇ ca ubbhataṃ hoti kaṭhinam*)。比丘らよ迦絺那衣を捨すに八事がある (*aṭṭh' imā mātikā kaṭhinassa ubbhārāya*)。去る (*pakkamanantikā*) と、成ずる (*niṭṭhānantikā*) と、発心する (*sanniṭṭhānantikā*) と、失する (*nāsanantikā*) と、聞く (*savanantikā*) と、望みを断じる (*āsāvacchedikā*) と、境界を出る (*sīmātikkantikā*) と、共に捨する (*sahubbhārā*) である (1)。

なお漢訳律蔵の「捨」に相当するパーリ語は ‘*ubbhata*’ ‘*ubbhāra*’ であって、これは ‘*uddharati*’ を語源とする。ud-√*dhṛ* と分解でき、水野『パーリ語辞典』では、「揚げる、上げる、取り除く、引き抜く」という訳語が与えられている。一方の「捨」という漢訳語は、『諸橋大漢和辞典』によれば「①すてる。④おこたる。やめる。⑤てばなす。⑥さる。しりぞける。⑦かへりみない。⑧ほどこす。⑨おく。さしおく。ゆるす」という意味がつけられているから、パーリ語の ‘*uddharati*’ を漢訳語の文字通りの「捨」の意味に取ることは危険であることにすぐに気づかされる。問題の所在 (4) において指摘した、仏教辞典などが「捨」を迦絺那衣は臨時的な衣であるので特定の期間をすぎれば放棄しなければならないという意味にとるのは、この漢訳語の「捨」という言葉が影響しているのではないかと思われる。ちなみに I.B.Horner 氏は、「捨」を ‘*kaṭhina (privileges) become removed*’ (2) と訳している。迦絺那衣そのものを捨てるのではなく、迦絺那衣に相応する特典がなくなることと理解しているわけである。

(1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝 03 p.449 以下

(2) *The book of the discipline (Vinaya-piṭaka)* vol.IV p.357。また先に紹介した “Upasak” もこの 8 事を「迦絺那のための功德 (*ānisaṃsā*) は次の 8 つの環境のもとに剥奪され、没収される」としている。

[1-2] この後に上記「捨」の八事について、具体的なケースが詳細に説明される。この部分は 10 項に分けられ、それぞれに次のような項目名が付されている。

持する七事 (*ādāyasattakaṃ*)

受持する七事 (*samādāyasattakaṃ*)

持する六事 (*ādāyachakkaṃ*)

受持する七事 (*samādāyachakkaṃ*)

持する誦分 (*ādāyabhāṇavāraṃ*)

非望十二事 (*anāsādoḷasakaṃ*)

望十二事 (*āsādoḷasakaṃ*)

所用十二事 (karaṇīyadoḷasakaṃ)

除去九事 (apacinaṇavakaṃ)

安樂住処五事 (phāsuvihārapañcakaṃ)

かなり長文となっているので、最初の「持する七事」のみを紹介する。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ (bhikkhu atthatakaṭhino)、作り終わった衣を持って (katacīvaraṃ ādāya) 「還らない」と考えて去る (pakkamati na paccessaṇ ti)。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である (tassa bhikkhuno pakkamantiko kaṭhinuddhāro)。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って (cīvaraṃ ādāya) 去り⁽¹⁾、界外に行つて (bahisīmagatassa) 「私はこの場所において衣を作らせ、還らない (idh' ev' imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ)」と考えると、衣を作らせる。この比丘には「成ずる」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って去り、界外に行つて「私は衣を作らせない、また還らない (n' ev' imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ)」と考える。この比丘には「発心する」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って去り、界外に行つて「私はこの場所において衣を作らせ、還らない (idh' ev' imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ)」と考えると、衣を作らせるが、作らせるにあたって失する (tassa taṃ cīvaraṃ kayiramānaṃ nassati)。この比丘には「失する」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう (paccessaṃ)」と考えると去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終わつて「かの住処においては迦絺那を捨した (ubbhataṃ kira tasmiṃ āvāse kaṭhinaṃ)」と聞く (suṇāti)。この比丘には「聞く」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう」と考えると去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終わつて「還ろう、還ろう」と考えると、外で迦絺那を捨す時を過ぎる (bahiddhā kaṭhinuddhāraṃ vītināmeti)。この比丘には「境界を出る」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう」と考えると去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終わつて「還ろう、還ろう」と考えると、(彼の帰還が) 迦絺那を捨す時となる (sambhuṇāti kaṭhinuddāraṃ)。この比丘には「共に捨する」による迦絺那の捨である⁽²⁾。

この説明によって、「去る」は住処を去つて他の境界に行くこと、「成ずる」は衣ができ上がること、「発心する」は衣を作らないと心を決めること、「失する」はでき上がった衣をなくすこと、を意味することがわかる。なおこの他の捨についてはこれだけでは必ずしも意味がよく解らないし、また以上の捨についてももう少し厳密な考察が必要であるが、これは後に譲る。

なお次の「受持する七事」は、この「持って (ādāya)」の部分が「受持して (samādāya)」に変わるだけである。この 'ādāya' は単に「持って」を意味し、'samādāya' は「自分の所有物として」という意味のようであるが、これは【8】の [5-4] および [5-6] で検討す

る (3)。

またこの中には「八事」の中の「望みを断じる」が含まれていないが、例えば「非望十二事 (*anāsādoḷasakam*)」の中には、

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣の望みのために去り (*cīvarāsāya pakkamati*)、界外に行つて、「我ここにおいて衣を望み、還らない」と考えて衣を望むが、衣の望みが断じられる。この比丘は「望みを断じる」による迦絺那衣の捨である (4)。

と解説されている。

(1) *Samantapāsādikā* には「衣を持って」というのは、「未完成の衣を持って (*akatacīvaram ādāya*)」ということであると注釈している。vol.V p.1112

(2) *Vinaya* vol.I p.255、南伝 03 p.449

(3) I.B.Horner 氏は前者を‘Taking robe’と訳し、後者を‘taking with him a robe’と訳している。

(4) *Vinaya* vol.I p.259、南伝 03 p.456

[1-3] そして上記のような八事の具体的なケースの説明が終わった後で、これが『パーリ律』における「迦絺那衣韃度」の最後の記述となるが、「迦絺那衣の執受 (*kaṭhinassa palibodha*)」と「迦絺那衣の非執受 (*kaṭhinassa apalibodha*)」という項が設けられており、次のように記されている。

迦絺那衣の執受に 2 種があり、非執受に 2 種がある。

迦絺那衣の執受の 2 種とは、住処における執受 (*āvāsapalibodha*) と衣における執受 (*cīvarapalibodha*) である。比丘があり、その住処に住し、あるいは「還ろう」と思つて去るのは住処における執受であり、比丘があり、その衣はまだ作られず (未着手)、あるいは未完成であり、あるいは衣の望みを断たない (*cīvaram akataṃ vā hoti vippakataṃ vā cīvarāsā vā anupacchinnā*) のは「衣における執受」である。

迦絺那衣の非執受の 2 種とは、比丘があり、捨棄し、遠離し、離脱し、無待にして、帰らないといつて去るのは住処における非執受であり、比丘があり、その衣がすでに作られ、あるいはすでに失し、あるいはすでに破滅し、あるいはすでに焼け、あるいは衣の望みを捨てるのは「衣における非執受」である (1)。

と。

ところでこの‘palibodha’ ‘apalibodha’を「執受」「非執受」と訳したのは、「南伝大藏經」に倣つたものであつて、この部分には相当する漢訳律はないから、この語の漢訳の相当語は知られない。

『PTS パーリ語辞典』によれば、‘palibodha’には‘obstruction, hindrance, obstacle, impediment, drawback’という訳語が与えられている。要するに「障碍」という意味である。しかしその動詞形の‘palibuddhati’には、① to obstruct, refuse, keep back, hinder, withhold の外に、② to delay という訳語も与えられている。また①のなかの‘keep back’にも「(物を)遠ざけておく、近寄らせない、(人の)進歩を遅らせる、という意味があり、‘withhold’にも「保留する」という意味もあるから、「延期する」「そのままにしておく」という意味もあることになる。なおこの語の語源を *pari+ruddhati* と考えているわけである。

このように‘palibodha’ ‘apalibodha’という語は語義的には必ずしも明白ではないが、その意味は先に紹介した文章から、‘palibodha’は迦絺那衣を拵げたことによって得た衣

を作る権利を「保持・留保する」という意味であり、‘apalibodha’はそれを「保持・留保しない」、すなわちその権利を放棄するという意味であろうという見当がつく。

(1) *Vinaya* vol. I p.265、南伝 03 p.466

[1-4] 以上は『パーリ律』の迦絺那衣韃度に記されている「捨」に関する記述であるが、「付随」にも記述があるのでそれも紹介しておく。

「捨の八事」と今の「執受」と「非執受」の関係について記されているところがある。要点のみ記すと次のようになる。

「去る」は、衣における執受が最初に断たれ (civarapalibodho paṭhamam chijjati)、界外に出るとともに住処における執受が断たれる (tassa saha bahisīmagamanā āvāsapalibodho chijjati)。

「成じる」は、住処における執受が最初に断たれ、衣が成じるによって衣における執受が断たれる。

「発心する」は、2種の執受が前後なく（同時に）断たれる。

「失する」は、住処における執受が最初に断たれ、衣を失うにおいて衣における執受が断たれる。

「聞く」は、衣における執受が最初に断たれ、聞くとともに住処における執受が断たれる。

「望みを断じる」は、住処における執受が最初に断たれ、衣の望みが断たれるにおいて衣における執受が断たれる。

「界を出る」は、衣における執受が最初に断たれ、界外に出る時住処における執受が断たれる。

「共に捨す」は、2種の執受が前後なく（同時に）断たれる (1)。

これによって、住処における執受と衣における執受の両方もが断たれて、住処における非執受と衣における非執受となった時に、迦絺那の「捨」となることがわかる。

(1) *Vinaya* vol. V p.177、南伝 05 p.302

[1-5] また「付随」には、迦絺那の捨の八事がサンガに属する (saṃgha-adhīna) のか、個人に属する (puggala-adhīna) のかという問題が記されている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨 (antarubbhāra)」は**サンガに属する**。

「去る」と「成じる」と「発心する」と「界を出る」は個人に属する。

「失する」と「聞く」と「望みを断つ」と「共に捨す」はサンガにも属せず、個人にも属しない (1)。

「中間の捨」は捨の八事には含まれていないが、これはその住処の雨安居を過ごした比丘たちが、迦絺那衣の斉限時がくる前に（すなわち中間に）、サンガが羯磨して迦絺那衣を捨てる場合を意味する。

(1) *Vinaya* vol. V p.178、南伝 05 p.303

[1-6] さらに「付随」には、捨の八事が界内において捨せられる (antosīmāya uddhariyyati) のか界外において捨せられる (bahisīmāya uddhariyyanti) のかという問題が記されている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨」と「共に捨す」は界内において捨せられる。

「去る」と「聞く」と「界を出る」は界外において捨せられる。

「成じる」と「発心する」と「失する」は界内において捨せられることがあり、界外において捨せられることがある (1)。

(1) *Vinaya* vol.V p.179、南伝 05 p.303

[1-7] 「付随」にはさらにどの捨が共に生じ (ekuppāda)、共に滅し (ekanirodha)、どの捨が共に生じ、別々に滅する (nānānirodha) のかが説かれている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨」と「共に捨てる」は共に生じ、共に滅する。

他の捨は共に生じ、別々に滅する (1)。

(1) *Vinaya* vol.V p.179、南伝 05 p.303

[2] 以上、『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」と「付随」中に記された、迦絺那衣の捨についての記述を紹介した。次にこれらにもとづき迦絺那衣の捨について考察する。

[2-1] まず最初に「迦絺那衣の捨」の意味を考えておかなければならない。先に記したように「捨」の原語の動詞形は 'uddharati' であるが、この語の意味は「揚げる、上げる、取り除く、引き抜く」であって、すでに [1-1] において示唆しておいたように、漢語の「捨」が意味するような意味は有しない。要するにこれは期日をかぎって所有を許された衣を、期日が来たので「捨てる」という意味ではないということである。

それは捨の八事のなかの「去る」はでき上がった衣を持ってその住処を去って他の境界に行くということ、「成ずる」は衣ができ上がること、「発心する」は衣を作らないと心を決めること、「失する」はでき上がった衣をなくすことを意味することを考えれば、「捨」が衣を捨てることを意味しないことは明白であろう。衣ができ上がった瞬間に捨てなければならぬということとは不合理であるし、衣を作らないと心を決めたり、衣をなくすことは捨てるべき衣を持っていないのであるから、捨てることはできないからである。

したがって以上だけでも「捨」が迦絺那衣を文字通りに「放棄する」という意味でないことは明らかであるが、[1-3] と [1-4] において紹介した「捨」と「執受」と「非執受」の関係を考えれば、「捨」というのは「衣を作る権利を放棄する」という意味であることがよりはっきりする。「衣を作る権利を放棄する」ということは、【7】において詳しく考察するが、迦絺那衣を拵げたことによって得られる権利、端的にいえば予備の衣を合法的に所得することができるのを初めとする5つの権利を放棄することを意味することは言うまでもないであろう。

[2-2] 次に「捨」すなわち「衣を作る権利を放棄する」主体としては、[1-5] に紹介したように、サンガと個人の場合があることに注意しなければならない。

サンガが「捨」する場合は「中間の捨 (antarubbhāra)」とされるが、これは12月15日が来る前に迦絺那衣を捨てる場合であって、捨の八事のなかの「聞くによる捨」のなかに、「かの住処においては迦絺那を捨したと聞く (suṇāti)」というなかの捨に相当するであろう。これが【5】の[7]に記した「出羯磨」に相当するわけである。「出羯磨」は迦絺那衣の最終期限が来た時に迦絺那衣を捨てる場合として説明されているが、その中間においても「出羯磨」をなすことができるということになる。

これに対して「去る」「成じる」「発心する」「界を出る」は、個人が「捨」するケースとされる。「作り終わった衣を持って還らないと考えて去る」、「私はこの場所において衣を作らせ還らないと考えて、衣を作らせる」、「私は衣を作らせないまた還らない (n' ev' imaṃ cīvaram kāressaṃ na paccessaṃ) と考える」、「境界の外で迦絺那を捨す時を（意識して）過ごす」のはすべて、個人の意思が中心であるから、この捨は個人に属するのである。

さらに「失する」と「聞く」と「望みを断つ」と「共に捨す」は、サンガにも属せず、個人にも属しないとされるが、これは個人の主体的な意思が「捨」の原因となっているのではなく、といてサンガの決議が「捨」の原因になっているわけでもないからであろう。

このように「捨」にはサンガが主体となる場合と、個人が主体となる場合、そしてサンガが主体でもなく、個人が主体でもない場合があるということになる。ただしサンガが主体でもなくまた個人が主体でもない場合も、衣をなくし、彼の住処のサンガが捨てたと聞き、衣を作る望みを断ち、界外にいて迦絺那衣を捨てる斉限時になってしまうのも、すべて個人的な事情である。したがって「捨の八事」といわれるものは、主体的な環境下にあるとしても、あるいは受動的な環境下にあるとしても、すべて個人的な事情による「捨」であって、サンガとしての捨ではないということをしかりと認識しておく必要があるであろう。これは八事のすべてのケースが、「比丘（単数）あり」で始まることから明らかである。サンガがサンガとして迦絺那衣を捨てる場合は、羯磨を行うというケースしかないということである。

[2-3] 以上のように、「捨」の八事がすべて個人の「捨」であるということは、これらの記述の中に記されている「衣を作らせる」とか「衣を作り已る」ということもすべて個人的な行為であることになる。これはサンガとして行った迦絺那衣を掲げる羯磨に随喜したことによって与えられた衣を作る権利は、すべて個人的なレベルで行使するということが前提であったということを表わす。

加えて実は、最初の「持する七事」から最後の「安樂住処五事」に至るまで、そのすべてのケースは「去る」すなわち「界外に出る」ということが前提となっており、この「去る」には、「還らない」と心に決めて去る場合も、「還る」と心に決めて去る場合も、「還るとも還らない」とも決めないで去る場合もあり、また去った先で衣を作る場合も作らない場合も、作らないと発心する場合も、発心しない場合も、作ったものを失う場合も、さまざまなバリエーションがあって、そのため上記のようにさまざまなケースが説明されるのであるが、この「去る」は bhikkhu の単数が主語であり、動詞は pakkamati という三人称単数の語尾を取るから、実は先の捨の八事はすべて、雨安居を終わり迦絺那を掲げた後で、1人の比丘がその住処を界とする場所から出るというケースが想定されているのである。

[2-4] それでは雨安居を終わって銘々が衣を作り終わるまで、雨安居を過ごした住処に留まって界を出ないという、いわばこれが通常のケースであろうが、この場合はどうなるのであろうか。もちろん「捨の八事」はいずれも界を出ることが前提となっているのであるから、そのどれにも適応しない。したがってその住処に留まる場合には、個人の比丘が個人の意思によって迦絺那衣を捨てるというケースは想定されていないということになる。

いふなればその住処に留まる場合は、その比丘はその住処のサンガの一員であり続けるわけであり、迦絺那衣の捨はサンガが迦絺那衣の斉限時に至る中間に羯磨して行う「中間の捨」

か、斉限時がきた時に行う「出羯磨」しかないということになる。したがって逆に言えば比丘の1人が個人的に迦絺那衣を捨てたかったら、界を出るしかないということになる。

しかしこのように難しく考える必要はないのであろう。もし必要な衣を作ってしまった、それでも界に留まることを望み、しかもサンガが迦絺那衣を捨てなかったら、それ以上の衣を作らなければよいというだけのことだからである。「付随」が「『成じる』と『発心する』と『失する』は界内において捨せられることがあり、界外において捨せられることがある」とするのは、このような意味なのであろう。

それはともかく先の捨の八事は、すべてが界外に出て、すなわちサンガから離れて個人行動をするという特殊なケースが予想されているということができる。

[2-5] ところで迦絺那衣を拡げる羯磨に使われる衣は、その材料を得てから衣に仕立て上げるまでのすべてを1日のうちに行わなければならないのであろうが、その権利を分与されて個人的に衣をつくる時にもそれが要求されたのであろうか。例えば「捨の八事」の中の「境界を出る」の具体的ケースを説明する文章中には「迦絺那を捨す時を過ごす (kaṭhinuddhāraṃ vītināmeti)」という言葉があるが、これはそれを指すのであろうか。先に紹介した“Upasak”は、これを「比丘が住処の界を去り、ローブを作るが、何かの理由で戻れなくなり、1日の期限を過ぎてしまう時 (the period of one day passes away)。彼はそこで迦絺那の特典を失う (simātikkantikā)」としているから、そのように理解しているわけである。

しかしもしそうなら迦絺那衣を拡げる羯磨や迦絺那衣を拡げる条件の中に使われていた「即日 (tadaḥ' eva)」という言葉や、それに類することばが使われるはずであるし、「安樂住処の五事」の第1は

比丘あり、迦絺那衣を拡げ、安樂住処を求め、衣を持って去り、「ある住処に行き、そこにおいて安樂を得て住そう。もし安樂を得ることができなければある住処に行き、そこにおいて安樂を得て住そう。もし安樂を得られなければある住処に行き、そこで安樂を得て住そう。もし安樂を得なければ還ろう」と考え、界外に行き、「私はここにおいて衣を作らせ、還らない」と考えて、衣を作らせる。この比丘は成ずるによって迦絺那衣を捨てるのである⁽¹⁾。

という文章であり、「界外のいくつもの住処で安樂を得て住そう、それらの住処でもし安樂を得なければ還ろう」と考えて界を出るというのはとても1日のうちに衣を作ることを前提としているとはいえないといわなければならないであろう。したがっておそらく「迦絺那を捨す時を過ごす (kaṭhinuddhāraṃ vītināmeti)」は、迦絺那衣の期限である12月15日を過ぎることを意味するのであろう。

捨のさまざまなケースにおいてしばしば使われる、例えば「迦絺那衣を拡げ、衣をもって、「還ろう」と考えて去り、界外に行き」の「界外に行き (bahisimagatassa evaṃ hoti)」の部分のアッタカター⁽²⁾は、「‘bahisimāgatassa’というのは、他の近隣の僧院に行き、ということであり、‘evaṃ hoti’というのは、その僧院において安樂な臥坐処を見いだしたり、仲間を得たりなどのことである」とするのも軌を一にするであろう。これは「還ろう (paccessam)」と考えて「界外に行った」としても、その日のうちに還ることを考えていたのではなく、しばらくのあいだ滞在することを前提としていたということになる。

それに第一、1日のうちに衣を作り上げなければならないとすれば、先の「捨」の八事のケースには、衣材を求めて界の外に出る場合も含まれているのであるから、「非時衣が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘はその衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば望みがあるといえども捨墮である」とする捨墮第2条を、迦絺那衣を払げることによって適用除外にする意味がなくなってしまうといわなければならない。

以上から、迦絺那衣を払げる羯磨に随喜して、迦絺那衣を作る権利を分与された比丘たちが銘々に衣をつくる時には、1日のうちに作ることは要請されていないと判断することができる。

(1) *Vinaya* vol. I p.264、南伝 03 p.464

(2) vol. V p.1112

[2-6] 上述のような基本的な理解をもとにして「捨の八事」の内容を考察すると次のようになる。

まず「去る (pakkamanantikā)」は、迦絺那衣を払げること随喜した比丘が、この住処には還らないと心に決めて、作り終わった衣を持って界外に出る場合である。これは衣を作り終わった時「衣における執受」が断たれ、衣を作る権利はその住処においてこそ保持されるのであるから、「還らない」と決意してその住処の界外に出ることが「住処における執受」を断つことになって、この時に捨が完成するので、これは「去るによる捨」とされるのである。なお、もしこの比丘ができ上がった衣を持って、そのままその界に留まる場合には、「衣における執受」は断たれるが、「住処における執受」は断たれないから、したがって「捨」にはならないということになるであろう。したがってもしできあがったものが重衣であったとし、その時点でさらに上衣や内衣を作る必要があれば、「衣における執受」も断たれないので、さらにこれらを作ることも許されたのではなかろうか。

次に「成じる」というのは、衣材を持って界外に去り、そこで衣を作ろうとした場合であって、その時に「還らない」と決心して界を出たのが先であるから、まず「住処における執受」が断たれ、衣材から衣を作らせた時に「衣における執受」が断たれ、このとき捨が完成したので「成ずるによる捨」とされるのである。この場合は「住処における執受」が断たれているから、さらに上衣とか内衣を作ることは許されないであろう。

次の「発心する」は、衣材を持って界外に出て、「衣を作らない、還らない」と心に決めた場合である。これは「衣を作らない、還らない」と発心した時が「住処における執受」も「衣における執受」も断たれることになるから、これは「発心による捨」となる。

次の「失する」は、界外に去って戻らないと決心して衣を作らせるが、それを失ってしまった場合である。これは戻らないと決心して去ることで「住処における執受」が断じられ、衣が失われた時に「衣における執受」も断じられることになるから「失するによる捨」となる。当人は衣をなくした時には、新たな衣を作りたいと思うであろうが、新たな衣を作る権利は界を出た時に失われているから、それはできないということになるであろう。

「望みを断じる」は、衣の望みのために界外に行って、「我ここにおいて衣を望み、還らない」と考えて衣を望むが、衣の望みが断じられる場合であって、これは「還らない」と決心して去ることで「住における執受」が断じられ、衣の望みが断たれた時に「衣における執

受」も断たれるので、「望みを断じるによる捨」となるのである。

「聞く」は、「還ろう (paccessam)」と考えて衣材を持って界外に行き衣を作らせたが、この界外で「かの住処においては迦絺那を捨した」と聞いた場合である。この場合は界外に行き衣を作らせた時に「衣における執受」が断じられ、還ろうと考えていたにも拘わらず元の住処のサンガが中間に迦絺那衣を捨ててしまったということを知った時に、再び住処に戻って衣を作る機会を失することになったので「住処における執受」も断じられ、そこで「聞くによる捨」とされるのである。

次の「境界を出る」は、衣材を持って「還ろう」と考えて界外に行き衣を作らせ、衣を作り終わって「還ろう、還ろう」と考えて、外で迦絺那を捨す時を過ぎた場合とされている。

「迦絺那を捨す時を過ぎる」というのは、先に記したように迦絺那衣の期間は最大限5ヵ月間であって、それは12月15日であるから、この12月15日を境界外で過ごしてしまったという場合をいうのである。この場合は衣を作らせた時に「衣における執受」が断たれ、「還ろう、還ろう」と考えながら、迦絺那衣の期間中に住処には帰れなかったため、結果としてこの時点で界を出たことになるから、この時点で「住処における執受」が断たれたということになり、そこでこれは「界を出るによる捨」となるのであろう⁽¹⁾。なお[2-2]にふれたように、この「界を出るによる捨」はサンガが主体ではなく、個人の主体的行為による捨ということになるから、そこで「迦絺那を捨す時を過ぎる」というのは、むしろ「過ごす」と訳す方がよいかもしれない。I. B. Hornerの英訳 p.359は、‘he, thinking again and again, “I will come back”, spends the time outside (the boundary) until the kaṭhina (privileges) are removed’としている。

最後の「共に捨てる」は、衣材をもって、「還ろう」と考えて界外に行き衣を作らせ、衣を作り終わって「還ろう」と考えて、還ってくるが、それがサンガが迦絺那を捨す時と同時にあったという場合である。要するに衣を作らせるまでは界外に出ていたが、衣を作らせ終わった日に還ってきて、この羯磨に参加したのであるから、これは「衣における執受」も「住処における執受」も同時に断じたことになる。羯磨を捨す羯磨をサンガが行うことは、迦絺那衣を捨すと同時に、迦絺那衣に伴う雨安居を過ごしたという住処をも捨すことになるからであろう。これがサンガにも属せず、個人にも属しないとされるのは、このサンガの羯磨には主体的には係っていないという認識があるのであろう。“Upasak”はこれを、「比丘が住処の界を去り、帰ってくるつもりでそこでローブを作るが、後に彼の僧院の他の1人の比丘に賛成して彼の迦絺那の特典を捨する決意をする。その比丘たちも彼の提案に同意する。そこで迦絺那の特典は失われる (sahubhāra)」としているのは、このような認識を表わすものかもしれない。

(1) 南伝の註(第5巻 p.471)では、「境界を出づ (simātikantika)」を、「後文の説明及漢訳に依らば、「斉限時を過ごす」と訳すべきが如くなれど、且く従来訳に従ふ」としている。確かに意味はその通りなのであろうが、しかし「界」にも十分な意味があるというべきであろう。

[3] 次に『パーリ律』以外の漢訳律蔵の「捨」について考察する。まず漢訳諸律の「捨」の記述を紹介する。捨の具体例が挙げられている場合は、『パーリ律』で紹介したものと相

応する部分のみを掲げる。

[3-1] 『四分律』は次のようにいう。

8の因縁あって功德衣を捨す。去と竟と不竟と失と断望と聞と出界と共出である。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、不還の意を作して出で去る。去れば便ち功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣す。彼衣を作り竟れば便ち功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、次の念をなす。衣を作らず、また還らずと。衣不竟にして功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、衣を作り竟って衣を失す。功德衣も亦た失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、衣を得んと希望す。彼の比丘界外に出て、便ち希望して衣を得んとする処に至り、見已わって衣を得ずして望み断じ、さらに有望の処なし。彼望断にして功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣し、作衣竟って衆僧の功德衣を出すを聞く。彼聞いて便ち功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣し竟り、しばしば還意をなして界外に在り、衆僧功德衣を出す。彼界外に在りて功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に在りて作衣す。彼の衣もしは竟り、もしは竟らざるも住処に還って和合して衣を出す。これを八事となす⁽¹⁾。

ここにいう「去」と「竟」と「不竟」と「失」と「断望」と「聞」と「出界」と「共出」は、それぞれ『パーリ律』の「去る」「成ずる」「発心する」「失する」「望みを断じる」「聞く」「境界を出る」「共に捨す」に対応することは明らかである。

(1) 大正22 p.878下、国訳03 p.275

[3-2] 『五分律』は次のようにいう。

八事ありて迦絺那衣を失す。1に時竟、2に失衣、3に聞失、4に遠去、5に望断、6に衣出界、7に人出界、8に白二羯磨捨である⁽¹⁾。

『五分律』はこのように簡単に記すだけで具体例を挙げない。したがって捨の八事をどのように捉えていたのか明らかにしえないが、言葉の上からは、「失衣」は『パーリ律』の「失する」、「聞失」は「聞く」、「望断」は「望みを断じる」、「白二羯磨捨」は「共に捨す」に対応すると考えてよいであろう。残る「時竟」「遠去」「衣出界」「人出界」がどれに相応するかわからないが、『五分律』が『パーリ律』や『四分律』と全く異なった考えを持っていたとは考えにくい。

なお『五分律』は上記の記述に続けて、

また二因縁あって、迦絺那衣を受けるを得ず。1に作衣未だ竟らず、2に住処を捨て去るなり⁽²⁾。

とする。迦絺那衣を受けることそのものがないというのであるから、迦絺那衣を受ける羯磨を行う衣そのものがその日のうちにできなかった場合と、この羯磨を行う前に住処を捨てた場合は、迦絺那衣に相応する5つの功德を受けられないということであろう。

(1) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191

(2) 同上

[3-3] 『十誦律』は次のようにいう。

長老優波離は仏に質問した。どのようなことを迦絺那衣の捨というのですかと。仏が答えられた。八事ありて迦絺那衣を捨すと名づく。何を 8 とするか。1 は衣成ずる時、2 は衣が垂 (ほとんど) 成ずる時、3 は去る時、4 は聞く時、5 は失う時、6 は発心する時、7 は斉限を過ぎる時、8 は捨す時である (1)。

そして『十誦律』は他の律蔵よりも詳しく延々と捨の具体例を記すが、その最初の部分のみを要約して紹介する。

初めの 6 とは、人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、此処において作衣せずと。「去る時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、この処において作衣せんと。界外において作衣してこの念をなす。我彼の処に還らずと。「衣成ずる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、この処において作衣せんと。界外において作衣して、作衣し已って好守護せざるがゆえに失し、更に物として作るなし。この人衣を「失する時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。この人即ち界を出でて去り、界外において作衣し、若しは作し、若しは未作ならんもこの念をなす。我本処に還りて徐々に作らんと。久久にして成らず。この人「斉限時を過ぎる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。彼界外において僧已に迦絺那衣を捨したりと聞き、即ちこの念をなす。迦絺那衣は已に捨せり、我復た還らずと。これを「聞く時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。即ち界外において作衣す。彼の衣若しは成じ若しは未だ成ぜざるもこの念をなす。我本処に還るまで未だ迦絺那衣を捨さざらんと。至り已って「僧と共に迦絺那衣を捨す」を即ち名づけて捨となす。これを初めの六と名づく。

ここまでの「去る時」「衣成ずる時」「失する時」「斉限時を過ぎる時」「聞く時」「僧と共に迦絺那衣を捨す」の 6 つは、順次に『パーリ律』の「去る」「成ずる」「失する」「境界を出る」「聞く」「共に捨す」に相応する。

『十誦律』は上記の外に「衣が垂 (ほとんど) 成ずる時」を上げるが、このケースは第 5 の 5 の 2 に、

若し比丘あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我当にこの処に還って作衣せんと。この人界外においても作衣し、作衣已って、毘波羅衣垂 (ほとんど) 成ずるに留置して、この念をなす。この毘波羅衣を (持って) 彼の処に還らずと。「衣垂 (ほとんど) 成ずる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく (2)。

と記されている。このなかに使われている毘波羅衣のなかの「毘波羅」は 'vihāra' の音写

語のようであるが、とってこの件にはよく使われている言葉で、これが特別の意味を有するようにも思えない。また「衣垂成留置」という言葉も、ここだけに使われているのではなく他の個所でも使われているが、しかしそこでは「衣成ずる時」の迦絺那衣の捨とされている。したがって何が「衣垂 (ほとんど) 成ずる時」の決定的な要素なのか理解できない。

また『十誦律』にはもう1つの迦絺那衣を捨すケースとして「発心する時」が上げられているが、それにもかかわらず詳しい具体的な解説部分にはこのケースはない。これは『パーリ律』の「発心する」に相当し、その内容に紛れはないから、それほど問題はないとしても不思議である。

しかし『十誦律』にいう捨も、『パーリ律』や『四分律』の枠の外にあるとは考えられないと言ってよいであろう。

なお『薩婆多毘尼摩得勒伽』に

8種の捨迦絺那衣は、いくばくか共にして、いくばくか不共なるや。後の2種を除いて余は不共である⁽³⁾。

とされている。「8種の捨迦絺那衣」が何を指すのか明らかにされていないが、おそらく『十誦律』の八事をさすのであろう。とするならば後の2種とは「斉限を過ぎる時」「捨す時」にあたり、これらは共の捨ということになる。とするならば「共」はサンガとともに捨すこと、「不共」は個人的な捨を意味するのであろう。

(1) 大正23 p.207下、国訳06 p.200

(2) 大正23 p.209中、国訳06 p.205

(3) 大正23 p.606中、国訳16 p.234

[3-4] 『僧祇律』は「捨迦絺那衣法」という項目のもとで次のようにいう。

ある比丘が食前と食後に異なる衣を着ていた。そこで仏がなぜ多くの衣を持っているのかと問うと、「迦絺那衣を受けたから」と答えた。仏は「一切時に迦絺那衣を受けてはならない。捨すべし」と定められた。

捨には十事あり。何を十となすか。1には衣竟捨、2には受時捨、3には時竟捨、4には聞捨、5には送捨、6には壊捨、7には失捨、8には出去捨、9には時過捨、10には究竟捨である。

衣竟捨とは、迦絺那衣を受けた時この念をなす。我れ作衣竟れば当に迦絺那衣を捨すべしと。作衣が成じおわれば即ち捨と名づく。

受時捨とは、この念をなす。この衣を受けた時当に迦絺那衣を捨すべしと。受衣の時を即ち捨と名づく。

時竟捨とは、この念をなす。爾許時に我当に迦絺那衣を捨すべしと。期満ち已れば即ち捨と名づく。

聞捨とは、この念をなす。我れ和上・阿闍梨の迦絺那衣を捨す時我れ当に捨すべしと。後に和上・阿闍梨の説いて今日サンガは迦絺那衣を捨すと聞く。その時を即ち捨と名づく。

送捨とは、この念をなす。我れこの衣を他に与え已って当に迦絺那衣を捨すべしと。後に衣を送し已るを即ち捨と名づく。

壊捨とは、迦絺那衣を受け已って中間に自ら言う。我れ今迦絺那衣を捨すと。この語

をなす時を即ち捨と名づく。

失捨とは、この念をなす。この衣の中間に壊敗し、あるいは失して現ぜざれば我れ当に捨すべしと。後に衣壊敗し、もしくは失すれば即ち捨と名づく。

出去捨とは、この念をなす。我れこの中に住し、出去する時当に迦絺那衣を捨つべしと。もし出去する時即ち捨と名づく。

時過捨とは、臘月 15 日に捨せずして 16 日に至る。即ち捨と名づけ、越毘尼罪である。

究竟捨とは、臘月 15 日に至りて応に捨す。1 人が僧中に「大徳僧聞き給え。今日サングは迦絺那衣を捨さんと三説する。これを究竟捨と名づく (1)。

『僧祇律』は捨に十事を上げるのであるが、最後の「究竟捨」は「出羯磨」にあたり、第 9 の「時過捨」は迦絺那衣の期限をすぎってしまった場合であって越毘尼罪とされるから、正規の捨ではないことになる。したがって第 8 までが個人的な通常の捨であるが、『パーリ律』や『四分律』に等しいのは「衣竟捨」「聞捨」「失捨」「出去捨」であって、順次『パーリ律』の「成ずる」「聞く」「失す」「去る」に相応する。他の「受時捨」「時竟捨」「送捨」「壊捨」には『パーリ律』や『四分律』にびたりと相応するものはない。しかし相応するものも、『パーリ律』や『四分律』は界を出ることを前提としているが、『僧祇律』は「出去捨」を除いて、界を出ることを必ずしも前提にしていなかったところは相違する。

なおこれら『僧祇律』の捨の特徴は、自ら捨のさまざまなケースを想定して、そのような状態になったら捨てよう決心し、そういう状態になった時を捨とするとしており、これらはいわば『パーリ律』の「発心する」、『四分律』の「不竟」の範疇に入れて考えてよいかもしれない。

(1) 大正 22 p.453 上、国訳 10 p.157

[3-5] 最後に『根本有部律』である。『根本有部律』は次のようにいう。

羯恥那衣を**出す**の相に 8 種あり。決去、不定、決定、失去、聞出、出界疑、望断、同心出である。

決去失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、作衣すでに竟って、此処に恋心なく、衣鉢を持して余方に行こうと欲し、還らないと決意して出る。これを決去失と名づける。

不定失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、あるいは未だ作衣せず、あるいは已に半ばを作って、この利物及び住処を以て、あるいは恋あり、あるいは恋なく、あるいは望あり、あるいは望なく、更に還って作衣せんと擬し、あるいは疑念を起す。これを不定失と名づく。

決定失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、この念をなす。還り来って作衣せんと。復たこの念をなす。我れ今出去して更に復た来らず、亦た復たよく衣を造るあたわずと。これを決定失と名づく。

失去失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を造らんとして起首して作衣するに、その衣を失す。これを失去失と名づく。

聞出失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、念言して、廻還して我れ当に作衣すべしと。去る後に大衆便ち衣を出す。彼れ羯恥那衣を出すを聞いて、心に「善哉、衣を出すこと」と随喜を生ず。これを

聞出失と名づく。

出界疑失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、自ら念ず。出界して衣を作らんと。若しくは了もしくは不了にして、あるいは還らんとも還らざらんとものかくの如きの心を生じる。出界して便ち失す。

望断失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、出界して求覓し、還って作衣せんと擬す。既に彼方に至り、衣を求めて得ずして望心断絶す。これを望断失と名づく。

同心出とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、作衣して、界外に出て衣を求め、後に還来して、住処において衆と共に白二法出衣をなす。これを同心出と名づく⁽¹⁾。

以上の8種の失のうち、「決去失」「失去失」「聞出失」「望断失」「同心出」は『パーリ律』の「去る」「失す」「聞く」「望みを断つ」「共に捨す」に相応する。また「出界疑失」は『パーリ律』の「界を出る」に相当するとしてよいかもしれない。しかし「不定失」「決定失」に相当するものは『パーリ律』に見いだせない。

(1) 大正24 p.098 下、国訳22 p.418

[3-6] 以上漢訳律蔵のいうところの捨を検討した。『四分律』は『パーリ律』とよく相応するが、他の漢訳律は微妙なところでは相応しない。しかしいづれにしても『パーリ律』で検討した「捨」の概念に反するようなものではないといってよいであろう。したがって改めて漢訳律をもとに捨を考える必要はないものとしたい。

[4] その結論を簡単に言えば、迦絺那衣の捨とは、迦絺那衣を拵げたことによって得られる5種の律の規定の適用除外を受けて、予備の衣を合法的に作り、これを所持できるという権利を放棄するというを意味し、「問題の所在」の(4)に提起した問題に関連づけて言えば、期間を限定して所持を許される衣そのものを放棄することを意味するのではないということになる。

そしてこの捨て方は大きくは2つに分かれる。1つはサンガとして捨てる捨て方であり、2つは個人として捨てる捨て方である。

第1のサンガとして捨てる捨て方は、12月15日の満期となって捨てる捨て方と、その中間に捨てる捨て方の2つに分かれる。満期となって捨てるのは『根本説一切有部百一羯磨』によれば単白羯磨である。他の律には記されていないが、日程にしたがって行わなければならない行事、例えば布薩とか自恣を行う時は単白羯磨であるから⁽¹⁾、おそらく単白羯磨で行われたのであろう。中間捨のやり方は記されていないが、迦絺那衣に係る羯磨はすべて白二羯磨であるから、おそらく白二羯磨であったであろう。このサンガによる捨は個人の意思や事情は勘案されないが、羯磨は1人でも反対があれば議案は成立しないという全員一致の議決方法でなされるから、建前としては個人の意思も反映されているということが出来る。

一方の個人として捨てる捨て方には、界に留まって捨てる場合と、還らないと心に決めて界から外に出る場合の2つに分けることができる。前者はすでに衣を作ってしまったとか衣を作る必要がないなどの事由で衣を作らないと心に決めた場合である。しかしこれは未だ安居を過ぎた住処に留まっているのであるから、その住処のサンガの一員であり、したがっ

てサンガが捨てない限りは公式には捨てたことにならない。しかし自分が作らないと心に決めたのであるから、作らなければそれですむことである。

還らないと心に決めて界を出る場合には、作り終わってから界を出たり、界外で作らせた
り、作ったものを失ってしまったり、衣材が集まらないので作らないと決心したりするなど
さまざまなケースがあるが、ともかく迦絺那衣を拵げたことによる5種の戒律規定の適用免
除を免れる権利は雨安居を過ごした住処（界）においてのみ保持されるのであるから、還ら
ないと決心して界を出れば「住処による執受」はそれによって捨てられ、再び回復できない
わけである。このように公式的に個人の意思で迦絺那衣を拵げたことによって受けた権利を
捨てるには界を出るしかないということになる。しかしこれはおそらく一足先にサンガから
離脱して、釈尊に会いに行ったり、その住処では十分な衣材が得られる見通しがないな
ど、特殊な事由がある時に限られたであろう。

(1) *Vinaya* vol. I pp.102, 159, 174